鳴門市企業局公告

入　札　公　告

次のとおり入札後審査方式制限付一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）の規定により、次のとおり公告する。

令和８年５月２９日

鳴門市公営企業管理者　企業局長　近藤　伸幸

１　入札に付する事項（電子入札対象案件）

(1) 業　　務　　名　　土佐泊浦地区配水管実施設計業務
(2) 業 務 箇 所　　鳴門市鳴門町土佐泊浦
(3) 業 務 概 要　　業務延長　L=900m
　　実施設計φ100以下　N=1式
(4) 業 務 期 間　　契約日の翌日から令和9年1月29日まで
(5) 設 計 金 額　　８，９６０，０００円（税抜き）
(6) 予 定 価 格　　８，９６０，０００円（税抜き）
(7) 最低制限価格　　事後公表（変動型方式により決定する。）
(8) そ　の　他

① この入札は、原則として徳島県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）で行う。
② この入札は、最低制限価格制度を適用する。
③ この入札は、価格競争落札方式により執行する。
④ この入札は、入札後審査方式制限付一般競争入札で執行するため、入札参加者が１者のみとなった場合でも、これにより公正な入札が執行できないなどの事情が認められない限り、有効なものとして取り扱う。
⑤ その他、入札にあたっての留意事項を委託業務入札後審査方式制限付一般競争入札共通公告（以下「共通公告」という。）に示す。

２　入札手続き等に関する事項

(1)　契約条項の閲覧等

入札手続き	期　間	場　所　等
契約条項の閲覧	令和８年５月29日（金）～ 令和８年６月15日（月）	鳴門市公式ウェブサイト
設計図書等の電子閲覧	令和８年５月29日（金）～ 令和８年６月15日（月）	鳴門市公式ウェブサイト
設計図書等に関する質問書の提出※1	令和８年６月１日（月）～ 令和８年６月５日（金）	鳴門市撫養町南浜字東浜170 鳴門市役所３階 総務部公共施設マネジメント課 契約検査室
設計図書等に関する質問書に対する回答書の閲覧	令和８年６月９日（火）～ 令和８年６月15日（月）	鳴門市公式ウェブサイト

※１：設計図書等に関する質問書は、書面によることとし、様式は任意とする。書面は持参

又は郵送により提出するものとし、ファクシミリによるものは受け付けない。
提出期間は、市の休日（鳴門市の休日を定める条例（平成元年鳴門市条例第３９号）第１条第１項に規定する市の休日をいう。以下同じ。）を除く午前１０時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）とする。

(2)　入札書の提出等

入札手続き	期　間・日　時	場　所　等
入札参加資格審査申請書等の提出	令和８年６月４日(木)午前８時30分 ～ 令和８年６月10日(水) 午後５時	電子入札システム
入札書及び業務費内訳書の提出	令和８年６月11日(木)午前８時30分 ～ 令和８年６月15日(月) 正午	電子入札システム
開札執行	令和８年６月15日(月)午後１時50分	鳴門市撫養町南浜字東浜170 鳴門市役所３階 会議室302

電子入札に関する運用・基準については、「鳴門市電子入札システム運用基準」によるものとする。

３　入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、共通公告の２に示す事項及び次に掲げるすべての事項に該当する者であることとする。

(1) 本件の公告日の１年前の日から本件の公告日まで引き続いて本市の測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格業者名簿に徳島県内に主たる営業所（本社等）、もしくは市内に契約締結の権限を委任された支店又は営業所等を有する者として登載されていること。

(2) 国土交通省の建設コンサルタント登録規程（昭和５２年建設省告示第７１７号）第２条の規定に基づいて、建設コンサルタント登録簿に「上水道及び工業用水道部門」で登録を受けていること。

(3) 技術士法（昭和５８年法律第２５号）による第２次試験のうち、技術部門を上下水道部門又は総合技術監理部門（選択科目を「上水道及び工業用水道」とするものに限る。）に合格し、同法による登録を受けている者を管理技術者として当該業務に配置できること。
　なお、配置技術者は、入札参加資格審査申請書等の提出のあった日以前に、申請者と３ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者であること。

(4) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。

４　入札参加資格審査申請書等

入札に参加しようとする者は、電子入札システムによる申請書提出を行う際、(1)に規定する入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を同時に提出しなければならない。
また、入札書提出を行う際、(3)に規定する業務費内訳書を同時に提出しなければならない。

(1) 確認資料
次に掲げる書類を提出すること。作成方法等は、共通公告の３を参照すること。
① 入札参加資格確認票（様式２）
② 配置予定技術者の資格（様式４）
上記３(3)の要件に該当する配置予定技術者の資格を記載すること。
配置予定技術者の資格（様式４）に記載する技術者は３人を記載することができるが、落札候補者として決定された場合は記載された技術者から配置するものとする。なお、開札から落札決定までの間に、配置予定技術者を当該委託業務に配置できなく

なった者の入札については失格とする。

③　資本関係又は人的関係申告書（様式７）

本市の入札参加資格業者名簿に登録された業者のうち、資本関係又は人的関係に該当する全ての業者を記載すること。該当する業者が無い場合は、申告書の「なし」に〇をつけて提出すること。なお、資本関係又は人的関係の詳細は、共通公告を参照すること。

(2) 落札候補者の追加資料

落札候補者として決定された者は、次の書類を追加提出すること。

なお、入札価格によっては、上記以外に別途指示する追加書類の提出を要する場合がある。

① 上記３(2)の登録内容を証明する建設コンサルタントの登録更新通知の写し等

② 上記３(3)の資格を証明する各技術者の資格証明書等の写し及び雇用関係が確認できるもの等

(3) 業務費内訳書

業務費内訳書（任意様式）を提出すること。

なお、参考様式は鳴門市公式ウェブサイトに掲示している。

（ア）入札に当たっては、入札書記載の入札金額に係る業務費内訳書（任意様式）を入札書に添付して、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による入札参加者は、紙媒体の業務費内訳書を開札執行の日時及び場所に持参すること。

いずれの場合も、当該入札に係る「業務名」、入札参加者の「住所」「商号又は名称」「代表者名」を明記すること。

（イ）作成した業務費内訳書は、「鳴門市電子入札システム運用基準」で定める方法により提出すること。

（ウ）添付する業務費内訳書の電子ファイルの容量が１メガバイトを超える場合は、入札書に業務費内訳書を持参する旨の表示及び持参する書類の目録を記載した目録ファイルを添付し提出した上で、開札執行の日時及び場所に持参すること。

（エ）提出した入札書記載の入札金額と業務費内訳書の合計額が一致しない者は、入札を失格とする。

５　問い合わせ先

(1) 入札に関すること

鳴門市撫養町南浜字東浜１７０

鳴門市総務部公共施設マネジメント課契約検査室（電話　088-684-1161 ）

(2) 入札参加資格及び業務内容に関すること

鳴門市撫養町大桑島字濘岩浜３５番地９

鳴門市企業局水道事業課（電話　088-685-3330）